

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋 取扱店の手引

【令和5年10月1日改訂版】

問い合わせ先

掛川市役所環境政策課

〒436-8650 掛川市長谷1-1-1

電話 0537-21-1145 F A X 0537-21-1164

e-mail kankyo@city.kakegawa.shizuoka.jp

【平成27年1月15日初版】

はじめに 掛川市一般廃棄物処理の一部有料化について

掛川市では、平成 27 年 4 月 1 日から家庭の一般廃棄物処理が一部有料化されました。それに伴い、掛川市指定ごみ袋を取り扱うには下記のとおり手続きが必要となります。

- (1) 指定ごみ袋を販売するには、市への申込及び契約が必要です。
- (2) 指定ごみ袋は、市又は市から配送を委託された事業者(以下「配送業者」という。)から納品されます。
- (3) 指定ごみ袋の価格及び販売マージン(以下「取扱手数料」という。)は、定額となります。
- (4) 取扱店は、市民(購入者)に指定ごみ袋を交付(販売)し、代金(以下「処理手数料」という。)を市へ納付していただきます。
(各取扱店へ当月納品された数量分を、次月支払っていただきます。)

この手引は、各店舗が掛川市指定ごみ袋を取り扱う際に必要となる手続き等について説明するものです。

1 掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店の指定(登録)について

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店(以下「取扱店」という。)の指定(登録)とは、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、市が店舗等に手数料の徴収(指定ごみ袋の販売)を委託することを言います。

指定ごみ袋を新規に取り扱う場合は、市に申込書を提出してください。

市は、一定の基準(市税の滞納がないこと等)により審査を行い、取扱店としての指定(登録)の可否を判断します。

指定(登録)期間は 1 年間ですが、申し出がなければ 1 年間の自動更新となります。

複数店舗を営んでいる場合でも、指定(登録)は店舗ごとに行います。

(1) 新たに指定ごみ袋を取り扱うときの提出書類

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店申込書(様式第 1 号)

- ※ 1 取扱店は、市から送付される納付書により処理手数料を納付していただきます。納付額は、総売上から取扱店の取扱手数料を差し引いた額となります。
- ※ 2 市税の滞納がないことを確認するため、申込書に同意を確認する記述があります。

(2) 登録内容を変更したときの届出書類

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店 登録内容変更届(様式第 2 号)

- ※ 変更後速やかに届け出をしてください。

(3) 取扱の休止又は廃止をするときの届出書類

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店 休止(廃止)届 (様式第3号)

※ 休止又は廃止の3か月前までに届け出をしてください。

2 収納業務の委託について

取扱店として指定(登録)された店舗は、市と公金の取り扱いに関する委託契約を締結します。

この委託契約は、掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定められた処理手数料の収納業務について、地方自治法施行令第158条第1項に基づき行うものです。

取扱店の業務は、市民から納付される処理手数料の収納と引き換えに、指定ごみ袋を交付するとともに、納付された処理手数料を掛川市指定金融機関又は掛川市指定代理金融機関、掛川市収納代理金融機関へ入金していただく収納業務です。

契約期間は、指定(登録)の期間と同じ(1年契約、自動更新)です。

委託契約書の様式等は市で用意します。

3 指定(登録)の決定と取扱店標識について

市は、取扱店として指定を決定した場合、「掛川市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約書」と併せて、取扱店標識として「掛川市指定ごみ袋取扱店証(掛川市一般廃棄物処理手数料収納事務指定者証)」を交付します。

標識については、掲示を必須としませんが、市民等から求められた場合は呈示できるよう、備え付けをお願いします。

※ 指定ごみ袋の取扱いは、申込書に記載された店舗のみが対象となり、それ以外の店舗ではできません。

4 指定ごみ袋の取り扱いに係る「処理手数料」及び「取扱手数料」について

「処理手数料(指定ごみ袋交付代金)」及び「取扱手数料(販売マージン)」は、次のとおりです。

(1) 処理手数料(指定ごみ袋交付代金)

区分	容 量	交付(販売)代金	備 考
可燃	30リットル	220円	①消費税込み ②10枚入り1組
	20リットル	178円	
不燃	30リットル	220円	

※1 掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の定めによります。

※2 指定ごみ袋は一般の商品とは異なり、市民からごみ処理手数料を納付していただいたことの対価であることから、定額での取り扱いとなります。

(2) 取扱手数料（販売マージン）

指定ごみ袋の交付 1 箱 (10 枚×50 組)あたり 1,528 円(消費税込み)

5 指定ごみ袋取り扱いの流れ

指定ごみ袋取り扱いの流れのイメージは、6 ページを参照してください。

(1) 指定ごみ袋の発注と納品

① 発注先

指定ごみ袋の取扱店への配送は、下記の 4 社が行います。

配送業者名	住 所	電 話	F A X
オークラパックス(株)	沼津市一本松 109-2	055-969-0011	055-968-1240
オルディ(株)	名古屋市中区栄 1-21-10	052-229-1303	052-229-1304
(有)金井屋	掛川市中町 1-24	0537-22-9151	0537-22-9843
(株)静岡産業社	浜松市中区細島町北川原 7-21	053-462-1820	053-462-1873

② 発注方法

配送業者に専用の発注書（資料 1）を用いて発注してください。

記入漏れのないようご注意ください。

③ 注文受付時間

ファックス及び電子メールにより随時受付しますが、必ず電話で確認してください。

④ 発注の単位

発注は、箱単位（1 箱=10 枚入り 50 組=500 枚）での発注となります。

（いずれの種類も 1 箱に指定ごみ袋 10 枚入りが 50 組入っています。）

⑤ 納品

納品頻度は、原則として月 2 回で、あらかじめ配送業者から示された日となります。

納品書の様式については、資料 2 のとおりです。

(2) 陳列及び商品の登録等

① J A Nコード

指定ごみ袋の外装袋(10 枚ごと)と外箱(50 冊)には、J A Nコードが表示されていますので、POS システム等を導入している取扱店は、読み取り設定を行うことが可能です。

コード番号は次のとおりです。

種 別	種類	料金(交付単位)	JANコード
可燃30リットル	外袋	220円(10枚入り)	4573143920017
可燃20リットル	外袋	178円(10枚入り)	4573143920024
不燃30リットル	外袋	220円(10枚入り)	4573143920031
可燃30リットル	外箱	11,000円(50袋入り)	14573143920014
可燃20リットル	外箱	8,900円(50袋入り)	14573143920021
不燃30リットル	外箱	11,000円(50袋入り)	14573143920038

② レジスターへ登録する品目名は、例えば、可燃30リットルの場合、「掛川市手数料(指定ごみ袋可燃30L)」、「掛川市手数料(ごみ袋可燃30L)」、「掛川市手数料(ごみ袋30L)」等としてください。

※ 文字数を削減する場合でも、「掛川市手数料」は欠かさないようにお願いします。

③ 店頭へ陳列する際の品名は、「掛川市指定ごみ袋(可燃用、不燃用)」としてください。価格表示は、例えば、可燃30リットル1袋の場合、「220円(内消費税20円)」としてください。

(3) 指定ごみ袋の交付(販売)

① 交付(販売)単位について

指定ごみ袋の交付(販売)については、1組(10枚入り)単位となります。1枚単位の交付はできません。

② 領収書の発行

ア) 処理手数料を収納したときはレジスター等により収納し、領収書の発行をしてください。

イ) 上記(2)②のように「掛川市手数料〇〇」及び相当する金額の表示があれば、レシートをそのまま渡していただければ結構です。特に申し出がない限り、個別の領収証を作成する必要はありません。

③ 取り扱い上の留意事項

ア) 取扱いは販売と同様ですが、商品の売買ではなく、処理手数料の徴収行為ですので、指定ごみ袋の割引や景品としての交付は行えません。また、ポイント付加についても対象外としてください。

イ) 上記に違反する行為は、市条例違反に該当し、指定店取消しの対象となります。

(4) 指定ごみ袋等の在庫管理

① 特別な事情がある場合を除き、市や配送業者から在庫状況についての問い合わせ等はありません。OAシステムや出納簿等の記帳により、種類ごとに適切な在庫管理をお願いします。

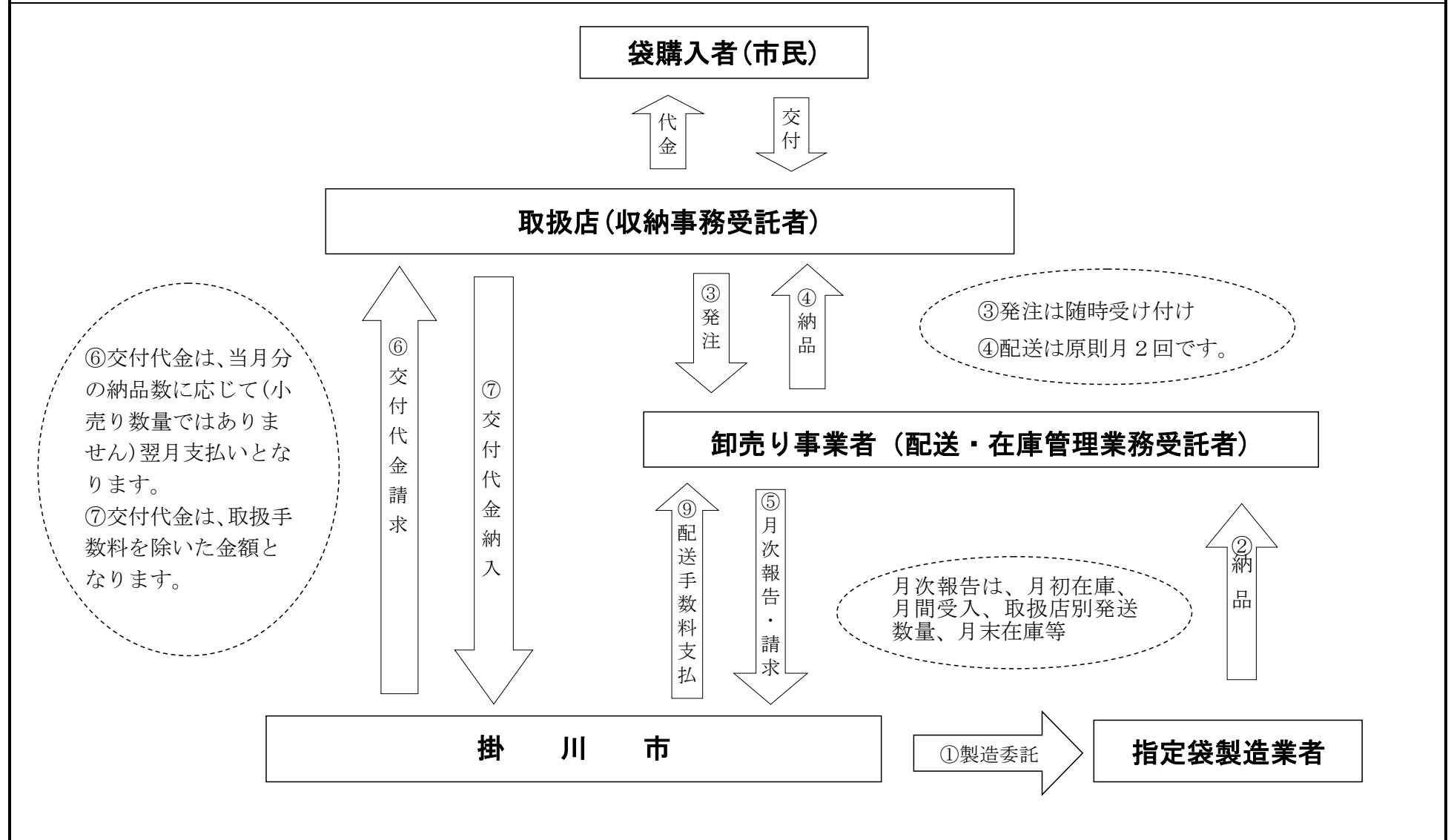
- ② 陳列中の破損や盗難等によるロスは、取扱店の負担となります。市や配送業者からの補填はありませんのでご注意ください。

(5) 代金等の決済

- ① 発注数量に応じてごみ袋交付代金相当額(処理手数料)を一括納付していただく、「買取方式」となります。
(毎月の交付数量に応じ、指定ごみ袋交付(販売)代金分を「処理手数料」として市に納付し、それに応じた取扱手数料を市からお支払いするのが本則ですが、各取扱店の報告や事務の簡略化のため、本方式を採用しています。)
- ② 指定ごみ袋交付(販売)代金相当額と取扱手数料は、相殺とし、交付(販売)代金相当額からそれに相当する取扱手数料を差し引いた金額を市へ納付していただきます。
- ③ 処理手数料は、市から送付される請求書(資料3)に添付された納付書で納付していただきます。下記に記載した金融機関であれば、振込手数料は徴収されません。
振込手数料が徴収されない金融機関は、スルガ銀行、静岡銀行、清水銀行、島田掛川信用金庫、浜松磐田信用金庫、静岡県労働金庫、遠州夢咲農業協同組合、掛川市農業協同組合、ゆうちょ銀行の9金融機関です。
- ④ 決済期日は、月末締めของ当月内納品分について、翌月最終営業日決済となります。
- ⑤ 年度内に3回、納期限内に納付されなかった場合、指定ごみ袋の発注受付を停止させていただきます。

【参考】

掛川市 指定ごみ袋の製造・管理・販売及び代金の流れ



(様式第1号)

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店申込書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

社名

氏名

電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

次のとおり、掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店登録を受けたいので申請します。

登録する取扱店舗に関する情報	取扱店舗等の所在地			
	<small>フリガナ</small> 会社名又は商号(屋号)			
	<small>フリガナ</small> 氏名又は代表者名			
	担当者名			
	業種			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
	事業開始	年 月		
	休業日	毎週 曜日 ・ 隔週 曜日 ・ 毎月第 曜日 その他 () ・ なし		
	営業時間	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分(時間営業)		
従業者数	常時 人			

私は、以下のことについて同意いたします。

- ① 市税の滞納がないことを確認するため、市が私の納税状況を確認すること。
- ② 掛川市一般廃棄物処理手数料収納事務の受託者として届出済の取扱店舗所在地での営業の休止又は廃止等により廃棄物処理手数料が未納になった場合、市が徴収事務遂行のため、必要とする私の新たな所在地及び連絡先等を閲覧し、又は利用すること。

(様式第2号)

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店 登録内容変更届

年 月 日

(あて先) 掛川市長

掛川市収納事務受託者

取扱店舗等の所在地

会社名又は商号(屋号)

氏名又は代表者名

電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

年 月 日付けで締結した掛川市廃棄物処理手数料収入事務委託契約に基づく
廃棄物処理手数料収入事務について、次のとおり変更がありましたので届出します。

(該当する番号を○で囲ってください。)

1 店舗所在地変更

2 代表者変更

3 社名又は商号(屋号)変更

4 改印

5 その他

変更後	
変更前	

【変更日】 年 月 日

(様式第3号)

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋取扱店 休止（廃止）届

年 月 日

(あて先) 掛川市長

掛川市収納事務受託者

取扱店舗等の所在地

会社名又は商号（屋号）

氏名又は代表者名

電話番号

(法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。)

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋の取扱い及び 年 月 日付けで締結した掛川市
廃棄物処理手数料収入事務委託契約に基づく廃棄物処理手数料収納事務について、下記をもって
休止（廃止）したく届出いたします。

(該当する番号を○で囲ってください。)

1 取扱の休止

2 取扱の廃止

1 休止の場合

(1) 休止予定日 _____年____月____日

(2) 休止の期間 _____年____月____日までの_____間

(3) 休止の事由

2 廃止の場合

(1) 廃止予定日 _____年____月____日

(2) 廃止の事由

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋発注書

(掛川市指定ごみ袋保管配送委託業者名) 御中

FAX — —

取扱店名

取扱店番号

電話番号

FAX番号

担当者

発注年月日 年 月 日

下記のとおり発注いたします。

種 類	商品コード	箱 数	単 価	合計金額
可燃 30 ^{リットル}	10		11,000	
可燃 20 ^{リットル}	20		8,900	
不燃 30 ^{リットル}	30		11,000	
合計				

※発注は、箱単位です。

資料 2

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋納品書				
年		月		日
				No.
取扱店名	様			
取扱店番号		受領		
種 類	商品コード	箱 数	単 価	合計金額
可燃 30 ^{リットル}	10		11,000	
可燃 20 ^{リットル}	20		8,900	
不燃 30 ^{リットル}	30		11,000	
合計	/		/	
上記の通り納品します。				
				印
通信欄				

掛川市一般廃棄物指定ごみ袋納品書(控)				
年		月		日
				No.
取扱店名	様			
取扱店番号		受領		
種 類	商品コード	箱 数	単 価	合計金額
可燃 30 ^{リットル}	10		11,000	
可燃 20 ^{リットル}	20		8,900	
不燃 30 ^{リットル}	30		11,000	
合計	/		/	
上記の通り納品します。				
				印
通信欄				

掛川市一般廃棄物処理手数料請求書

(年 月分)

年 月 日

様

登録番号：T1000020222135

掛川市長 久保田 崇

下記のとおり、貴店の取扱手数料を除いた掛川市一般廃棄物指定ごみ袋処理手数料を請求します。

金 額 円

【可燃30%】

納品年月日	箱数:①	処理手数料 (税込) (①×11,000円)	貴店取扱手数料 (税込) (①×1,528円)
小 計			

【可燃20%】

納品年月日	箱数:①	処理手数料 (税込) (①×8,900円)	貴店取扱手数料 (税込) (①×1,528円)
小 計			

【不燃30%】

納品年月日	箱数:①	処理手数料 (税込) (①×11,000円)	貴店取扱手数料 (税込) (①×1,528円)
小 計			

合 計	処理手数料 (税込) : ②	貴店取扱手数料 (税込) : ③
消費税 (10%)		

※消費税は内税です。

請求金額 (②-③)	
------------	--

店舗番号	
------	--

担 当：掛川市役所環境政策課

ごみ減量推進係

電 話：0537-21-1145